

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 3

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43774 |

來電(合十一一=)(~~電~~)

朱官四內
19

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

15780

電信写

大政事外外國官
務局 奥房次次 互官官署審長長
議會文會首給

總人電厚計

國 資 勤
長 參閱析
領 移 旅
長 參領旅移

總密号(TA) 30152

主 管

69年7月11日23時30分

米 國 發

69年7月12日13時23分

本 省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（オオハマ会長の訪米）

第2163号 緊急

貴電米北／第1170号に關し。

1. オオハマ会長は7月1日当地到着以来9日ゆう出發まで下記の政府、議会、京都会議関係者等とこん談し、9日ゆう記者会見を行つた。

(1) 政府関係者

ジョンソン国務次官、スナイダー補佐官（同人の希望もありこん談の事實は発表していない）、ライアン日本部長。

(2) 議会

(1) 上院、マンスフィールド、スコット、ダニエル・イ・メイエ各議員、ホワイトロー（マンスキー議員補佐官）

(2) 下院、マッコーマック議長、モーガン（外交委員長）、リヴァース（軍事委員長）、スルヴィン・ブライス、マーフィー（外交委員会東アジア分委員長）、スペーク・マクナガ、ザブロウキー各議員。

(3) 日米京都会議関係者等

ライシャワー教授、テーラー大将、ペーター提とく、イエー

ア 参地中東
長 東西
米 参北北保
中 参一二
欧 参西東洋
長 西東近 参音近ア
ア 次總經國方
長 參貿統國
通 參政技二
協 国一理
條 參條規
長 參政經科
要 參社專
簡 參道內外
文 一二

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

ガード（国防研究所）。エマーソン公使（たまたまワシントン滞在中）。ブラッドレー。ワシントン。ポスト編集主幹（フォイジー。ハロラン同席）。なお各こん談には末次氏が同席し、当館より、ライシャワー（カヤ同席）パーク（シミズ同席）のほかはサトウが会談に同席した。

2. 以上のこと談においてオオハマ会長は政府間の交渉がすでに開始された以上、これに口をはさむ立場にはないが、訪欧の途次を利用してオキナワ出身の民間人としての気持ちを伝えたいと述べ、アイチ大臣提案のラインから譲歩することは、日本国民及びリュウキュウ島民の失望をかうこととなり、政府与党の立場は非常にくるしくなる。アイチ提案の線で解決を計ることが、強固な日米友好関係を将来にわたり維持し得るものとなるとの見解をひれきしつつ、米側関係者の協力を要請した。

3. 各こん談においてオオハマ会長は（1）1972年までの施政権返かん（2）基地のステータスは本土なみ（核基地の撤去及び事前協議の適用）の2点についての感しよくを求めた。

これに対する各要人の反応ぶりとして注目された点は次のとおりの趣。

（1）政府関係者

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

(イ) スナイダー補佐官は日本の新聞が駐日公使任命を余りに大きく報道したことを非常に気にしつつ、公使として赴任する自分の立場としては、交渉のみとおしについてコメントすることは避けたいと述べ、返かん近しとのムードにのつて交渉に臨むべきでないと日本側のムードをいましめる発言をしていた。

(ロ) ションソン次官は、米国議会内のオキナワ返かん反対の意見は目下のところ表面化していないが、インフレーンシャルな議員の中に反対意見を持つている人があるだけに。これが表面化した場合には非常に重大な政治問題と化するおそれがある。特に大統領が返かん協定につき正式に議会の承認を得る必要があると考えるようになつた場合には、議会筋の意見が大きく関与して来よう。國務省としては両国にとり満足のゆく解決に達するよう最大の努力をはらうが、ザイエトナム戦争が続いている間、また韓国に米軍を駐留させている間は、オキナワ基地の使用につき日本の拒否権が認められるような取扱は議会に対しても説明がつかないし、自分自身も納得がゆかない。本土なみということであれば、在韓米軍も保護出来なくなるから韓国からも撤兵すべきであるとの考え方もある位であると述べ、本土なみの返かんの困難な要素を多く指摘した。さらにロジ

-3-

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

マース長官が日本側提案の対策を携行するものと考えるべきではなく。交渉はスローガンに基づいて行なわれるのではなく。両国がれいせいに話し合うことが必要である旨を付言した。また米議会内における「日本のイメージ」は良いことばかりでなく。オキナワ問題と通商問題は別問題であつても、これを一諸にしてしまう傾向があることも留意すべき点であり。総理訪米前に自民党使節団が来米される場合には通商問題が大きくとりあげられることも予想され。最終的には日本側で決定されることとはいえ自分は同使節団の来米は本年内はタイミングとして適当とは考へない旨述べた。

(ハ) フィン部長はオオハマ会長の訪旨は良く分つたと述べつつも、本土なみ返かんには議会、国防省等に強い反対もあることもあり、なかなか簡単には行かない旨述べた。

(2) 議会

(イ) 施政権の返かんについては、各議員とも早期にこれを実現すべきであるとの点で意見は一致していた。72年というタイミングについてはマーフィ議員が67年の総理訪米の際の共同せん言から考えれば妥当な線と思われると述べたが、全体として見れば本年内に返かん期日について

一々一

電 信 写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

合意に達すべきであるとの感しよくを述べつつも、72年とすべきであるとのはつきりしたコメントは認められなかつた（例えばマンスフィールドでさえ NOT TOO FAR AWAY と述べたにすぎない）強こうなタカ派といわれているリヴァース議員も、米国の対外コミットメントを縮少せんとする現状にもてらし、施政権は早期に日本へ返かんさるべきであると述べ。施政権返かんそのものについてはこれを支持していた。また、下院議員たるマコーリックは議長としての立場上公言は出来ないがと述べしん重ではあつたが、グラヴィティーは返かんを促進するとの方向であり、この流れにそつた線で解決されるものと確信すると述べ。日本側の考え方になり同情的な関心をよせていたことに注目された。

(ロ) 基地のステータスについては、マンスフィールド議員が日本側の提案には VALIDITY が認められると述べ。モーガン議員が核ぬき本土のみによる解決も困難とは思われないと述べ。日本側提案を支持する立場を表明していたが、その他の若干の議員は右の2点は交渉の過程で主要なポイントになろうと述べたにとどまつたら然し、リヴァース議員は核に対する日本人の気持は良く承
—
—

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

知している（ヒロシマに赴いた米議員である由）が。現在は核は秘密兵器でも何でもなく。ソ連、中共、仏が既に有している現在、日本が自ら開発してこれを持つて悪いという理由はどこにもない。いわんや核を配置する位のことは何でもないことだ。基地の使用につき制限を加えることは賛成しかねると述べ、現状の変更には強く反対する立場をひれきした。同議員はオオハマ会長の見解を余りゆつくりと聞こうともせず、非常に扱いにくいとの印象を与えたが。日米関係の重要性、日本が現在以上に大きな役割を果すべきことについては一応承知しているようであつたし。米国民はサトウ総理をそんけいしているから。両国政府間に何らかの合意が達成され得ようとの意見を聞ちゃんしていたことが注目された。また、スコット議員は、ヴィエトナム戦争がたとえかたづいたとしても、核がオキナワに不要になるものとは限らないとする考え方もある。基地の自由使用についても朝鮮半島情勢との関連もあることが想起されなければならない。議会は結局は大統領の決定を支持するものと思われるが、その支持のくん令は目下のところ上院議員の100人中55ないし60名位であろうと述べた。

(3) 京都会議関係者 -6-

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

ライシャワー教授はその持論を述べると共に、72年までの段階的返かんを象徴的に進めてゆくことが必要なるべく、具体的には例えば、国を許すこと、国政参加を出来るだけ早く実現することが考えられると述べ。事前協議については「隨時協議」をひんぱんに行うなど、協議の適用のし方如何によつて解決されるのではないかと指摘していた。

テーラー大将は施政権返かんを支持しつつも、核及び事前協議適用如何については、米側として譲歩することは困難なるべく。特に個人的には核の問題の方が難しい問題だと思う旨述べたが、これに対しペーパーは事前協議の方を重要視すると述べ、いつでも使用し得るとのASSURANCEがなくては困るとの意見であつた。

イエーガーは核ぬき本土なみの解決が最善と思うが、朝鮮半島の情勢を考えると、形式的には本土なみであつても、実際上は基地の自由使用が出来るだけ確保されるような方式が考案されることを期待すると述べていた。

プラッドレーは、オキナワ問題についての世論というものは、結局米国には未だないのであり、米国民は政府の決定（たとえそれがどんなものであろうとも）に従うものと考える。

一タ

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

えられるが、ただでさえ通商問題で米側をしげきしているところへ日本国内において反米デモなどが起ると。それが米側へもはね返り、安保条約など廢棄してしまえとの声すら出てこないとも限らないと指摘した。

(丁)

-8-

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

総番号(TA) 30591

69年7月16日09時55分

ホノルル

主 管

69年7月16日06時56分

本 省

着 宋 長

外務大臣 岩岡 大使 臨時代理大使 (総領事) 代理

オキナワ返かん交渉

第133号 特秘 至急

タナカ大使より

14日日米教育文化委員会のため当地出張中の国務省フィンより本使に追縦あり。詰合いをなした際先方はオキナワ問題に関し日本側に若干の問題について O L A R I F I O ATIONを求めたのはワシントンにおける会談で明確でない点があつたからである。米側としても共同声明案を準備中であり。国務長官訪日に先立ち日本側に通報することとなつており、そ案は既にマイヤーに渡してある。内容は朝鮮に関しては日本側案に若干の字くを加え。台湾にも言及し、更に南方地域に対してもち、ゆう象的表現と言及している。国務省としては国防省との調整にく心しているが、この原因の一つは国防省の人事異動にある。前記案は日本側として受だく困難なことは承知しているが、ともかくも当初の案としては米側の立場を FULLに PRESENTすることとならう。また核については緊急時持込みということである。国務長官訪日の際日米双方の案をならべ。

| | |
|---------|--------------|
| 次次 | 國務官外儀官 務務 |
| 臣官官書審長長 | 典房 |
| 議書文會首給 | |

總人電厚計

| | |
|---------|------|
| 國資 長 | 參調析企 |
| 參領 長 | 參領旅移 |

| | |
|---|------|
| ア | 參地中東 |
| 長 | 北東西 |
| 參 | 參正北保 |
| 中 | 參一二 |
| 參 | 參西東洋 |
| 長 | 西東 |

| | |
|---|-------|
| 參 | 參書送ア |
| 長 | 次組經國方 |

| | |
|---|------|
| 參 | 參質統國 |
| 參 | 參政技三 |
| 長 | 國一體 |

| | |
|---|------|
| 參 | 參條協規 |
| 長 | 參政經科 |

| | |
|---|------|
| 參 | 軍社專 |
| 長 | 參道内外 |

| | |
|---|----|
| 參 | 一二 |
|---|----|

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

これを基礎として話し合いを行うというのが現在の構想であると述べていた。(了)

二二一

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外務省
次次
内閣官房
議書文書局
総人間事務

参謀本部
参謀旅團

参地中東
北東西
参北保
参一二
参西東洋
西東

参審近ア
次總經理

参貿易
参政技二
國一連

参參協規
參政經科
軍社專

參道内外
一二

総番号(TA) 30974

69年7月17日 20時47分 米国 告知
69年7月18日 09時58分 本省 着

主管

老鳥

外務大臣殿 下田(大使)臨時代理大使 準領事 代理

オキナワ返かん交渉(内話)

第2228号 特秘 至急

17日フイン部長はキウチに対し次の通り述べた。

1、来週、マイヤー大使に対し、日本側案に対する対案提示方を訓令することになつてゐるので、ロジャース長官訪日前に日本側が右を検討しあかれるよう期待している。

2、米側対案は、韓国、台湾、東南アジアに関するもので、台湾についてはかなり明確にとりあげられこととなつてゐる。東南アジアについては、全般的に触れるにとどめるか。そのうちベトナムを特記することになるかは未だなんとも言えない。

3、核の問題については、今回はアイテ大臣御来米の際にお渡しした米側ペーパーにつき、日本側より御意見をうかがいたいと考えている。

4、極東情勢全般については、合同委の全体会議において、ロジャース長官より米側の見解をひれきすることとなる。

5、総理との会談においては、オキナワ問題につき余り具



電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

機密

体的、かつ詳細のお話をするのは適当でないと米側では考えている。

6. 前述2.については、出来るだけ早期に日米双方の原則的歩み寄りを果すことが望ましいが、3.については今次ロジャース訪日で結論に達するものとは思われない。しかし9月のアイチ大臣御来米の際には、これについても日米の了解が達せられる必要あると考える。いずれにしても、8月と9月前半におけるルーティンの日米せつしが大きなやま場となるものと思われる。 (3.1)

-2-

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたる。
2. 本電の主管変更その他については該開班に連絡ありたい。

外務省 外交官 電信写

次次
大臣官密書長
儀書文会書類

總人電厚計

| | |
|-----|------|
| 國資長 | 參調折企 |
| 領移長 | 參領旅移 |

總番号(T.A) 31141
69年7月18日 19時55分
69年7月19日 09時06分

米国
本省
主 管
發着
米局長

外務大臣殿 下田 大使 隨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第2235号 特急

タナカ大使より

18日フインの内詔ホノルルよりの電報との重複をいとわず次の通り

1. 米側共同声明案は一回日に発電し、来週早々に外務省へ手交する手はずとなつてある。内容は日本側案の冒頭事前協議運営の基本的立場の字くを取り入れる

2. 韓国については日本側の字くをとうしゆうするとともに、ヨシダ・アチソン交換公文を引用し、在韓米軍への攻撃の場合という表現を追加する

3. 台湾及び東南アジアに言及した部分は同地域の米軍及び米国が条約上防衛義務を有する地域への攻撃の場合との表現となつてある

4. 核についてはなにもいわないで現在の抑止力を維持するとの一般的表現により核の STOP AG と認めるとの立場をとつてゐる(この点ホノルルで述べたところと異なる)

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

5. 以上は米側の INITIAL POSITION である。

なお、別に日米経済会議の際国務長官よりソ連のアジア安保構想に対する米側見解を伝えることとなつてゐる (3)

—2—

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたま
2. 本電の主管変更その他については横開班に連絡ありたい。

7/28

米國
本省

主管
米國長

総番号(TA) 31164
69年7月15日 12時00分
69年7月15日 11時11分

外務大臣 原田 大使 临时代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(ジョンソン次官との会談)

第2250号 特稿 至急

18日本大使一時帰国あいさつたがたジョンソン国務次官を往訪し本件につき次の通り会談した

1. 本大使より、来る9月のアイチ大臣訪米の際は同大臣もジニアス長官も国連総会開会をひかえ、多ぼうの際として、オキナワ問題について十分の時間をさくこと困難と思われるので、月末の日米合同委の機会にできるだけ話をつめることがかん要と考えられる。前回会談において日本そちらの方のフィロソファーは既に十分説明しつくされたのであるから、今回はそちらの方の立場をできるだけ接近せしめるよう努力することとした。これがためにはできれば今から11月に発せられるべき共同コミュニケのDRAFTをしながら話し合うことが有益ではないかと考える旨述べたところ。同次官は全く同感であり。米側も同様の考え方よりコミュニケ案の作成にとりかかり。そのDRAFTは来週初めまでにマイヤー大使が入手し得るよう発送する

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

ことになりおる旨述べた。

ヨーロッパ次官より往電第2235号フィン蘭長のタナカ大使に対する内話と同趣旨の説明をなした上橋東及びそのしゆうへん地域において集団安全保障措置として既に米軍が派遣されておる地域に対する出撃について、便さの取計らいをするとのシモダワのB.M.D.I.Aも自分としては非常に良い案と考えるとなる。日本側事情は同案の採用を許すものと考えられるかと問うたので、本使より、同F.O.B.M.D.I.Aはロジャース長官が米国と集団安全保障取決めを締結している國への自由出撃を持団された際、それではあまりに広範囲にわたるとして制限的な目的をもつて全くの個人的試案として提出した次第であるが、タナカ大使の歸米報告によれば東京ではかかる案の採用を困難とする状況であることである旨答えた。

3. 本使より、然らばこの案なら米側としては國防省及び議会軍事委員会等を説得し得る自信ありやと反問したところ、同次官はそのままでやつてみなければ分らないが、自分としてはこの妥協案なら問題ないとの意見を述べたものと考えており、と説明の東京の反響にはいささか失望させられた旨述べたので、本使より、同案はこのままでは到底東京の賛同を得ることは困難と考えるが、これに日本側を安心せしめる上よりは制限的鑑しよくを付すればあるいは再考

←2→

特

注 意

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

の余地があり得るやも知れず。自分としては米側の要求をも満たし、日本側の国内事情にも適合する妥協案の発見に感しておる次第である。いずれにしても今回の日米合同委においてできるだけ実質的な見解の合間に近づくよう努力したいものであると述べておいた。

4. なお、核兵器については同次官は、今回は前回アイチ大臣にお渡しした米側ペーパーに対する日本側の見解を自分にお聞きすることを期待する旨述べ。米側としては核については（イ）重要な装備の変更としての事前協議の問題よりも、（ロ）オキナワ返かん前に核兵器を全て撤去する問題の方がより困難な問題である旨くり返し述べていた。

(3)

—3—

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

507

外務省 外交官 電信写

次官 常務官 典房

次官 宰相長官

儀書文会官治

總人電厚計

國資長官

參議企

長領移

參領旅移

長

總番号(TA) 31368

69年7月22日21時40分 米国

69年7月23日11時01分 本省

主 管
米国
署

外務大臣殿 下酒 大使 暫時代理大使 総領事 代理

ロジャース長官との会談(オキナワ問題)。

第2283号 特秘 至急

往電第2250号に関し。

1. 22日本使一時帰国あいさつのため、ロジャース長官を往訪し、アポロノ号の成功にしゆく意を表した上、来るべき日米合同委につき、日程、行事の概要を説明し、今回は慣例に従いアイチ大臣が議長をつとめられること歟。貴長官はお気がるな気持で会談に臨まれたく。日本側としては経済問題もさることながら、サイエントラム、中國問題初め、重要な現下の國際問題につき全体会議及びOCTC、TTCR、MRCRにおいて貴長官より率直な御意見をうかがいたく。日米間の問題としては言うまでもなく、オキナワが最重要事項であるが、9月のアイチ大臣訪米の際は、国連総会開会まで十分の時間をさき得ないと思われるので、今回出来る限り話をつめておくことが極めて重要と考えられる旨述べたところ。ロ長官は自分も妻も今回の訪日を大いにたのしみにしている。御指摘の

| | |
|---|------|
| ア | 参地中東 |
| 長 | 東二西 |
| 米 | 北二西 |
| 長 | 參北北保 |
| 中 | 參一二 |
| 南 | 參西東洋 |
| 歐 | 西東 |
| 長 | |

| | |
|---|------|
| 近 | 參書近ア |
| ア | |
| 長 | |
| 經 | |
| 次 | 總經國万 |
| 長 | 參貿統國 |
| 經 | 參政技二 |
| 商 | 國一理 |
| 長 | 參商規 |
| 經 | |
| 國 | 參政經科 |
| 長 | 算社專 |
| 情 | 參道内外 |
| 長 | |
| 文 | 一一三 |

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

国際問題については十分米側の見解を御説明いたすと共に日本側の考え方もうかがいたい所存である。オキナワ問題について今回の機会を利用し、出来るだけ話をつめる必要については全く同感であり。既に自分が決議した共同コミュニケ案をマイヤー大使にあて送付済であるから、自分の着京前にも同大使が日本側と予備的話し合いを行うよう希望している次第であると述べた。

2. ついて（本使がとりあげるに先立ち）、口長官よりガス兵器の問題をとりあげ。実は在外重要基地に派遣されている米軍に対し、いかなる事態にも対処しうるようガス兵器をも配布しあくとの政策は、前政権時代／963年に決定されたものであり、新政権としては当然本件につき独自の方針をじめ立し、これを内外にせん明する必要を認めていたところであるが、今回のオキナワにおいて島民にはひがいが及ばなかつたにせよ、いかんな事態が発生したので、とりあえず在京米大使館をして日本政府にしやすく明の措置をとらせたところ。本22日正午レアード国防長官より米政府の考え方を説明するステートメントを発表することとなりおり。その中でオキナワよりガス兵器を撤去する方針を明らかにするはずであるので、あらかじめ貴使に内報する次第であると述べた。

よつて本使より、右は極めて時に適した措置と考えられ

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

るところ。早速本国政府に通報すべしと述べた。

3、同日の会談では時間不足とノ週間後東京における話し合いとの重複を避けるためオキナワ問題及びサイエントナム問題の中身にふれることは避けたが、中国問題（往電第285号）及び北方領土問題（往電第2284号）についてあるところがあつたので別電する。

(3)

- 3 -

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

370

電信写

| | |
|--------|-----|
| 大政事務官 | 外儀官 |
| 務務 | 典房 |
| 次次 | |
| 正吉田省審長 | 長 |
| 儀善文会管治 | |

輸入電厚計

| | |
|----|------|
| 国資 | 参議院企 |
| 長 | |
| 領移 | |
| 擴張 | 參領旅移 |

総番号(TA) 32086

69年7月24日21時27分
69年7月25日10時45分

米國
本省

主管
發着
米局長

外務大臣殿 吉野 大使臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第2333号 特急

タナカ大使より

23日ブラウン、24日スナイダー（グリーンは大統領のアジア旅行に随行している）と会談したが、その概要及び当地事情次の通り。

1. ブラウンより東京において米側が手交した共同声明案を受領した。内容は本省において御検討のことと推察し、また本件交渉が東京において行なわれおる関係上当地においては当方より具体的コメントは差しひかえているまだ、本使の印象では国防省との関係もあり、米側の第1次案として軍事的要求を全部おり込んだものと見られる。米側の譲歩の限界は現段階においては判断は困難であり、國務省部内においてすらも各種の意見があるようと思われる。しかしながら核の問題を別としても地域についてフインが台湾とベトナムをどうするかが問題だといつてることが、今後の交渉の中心となるかと考えられる。

2. 他方國務省は議会に対する工作を始めつつあり、ジ

| | |
|---|------|
| テ | 参地中東 |
| 長 | 東西 |
| 米 | 参北北保 |
| 中 | 参二ニ |
| 南 | 参西東洋 |
| 欧 | 西東 |
| 長 | |

| | |
|----|-------|
| 近ア | 参書近ア |
| 長經 | 次經經國方 |
| 長 | 參資就國 |
| 經 | 參政技二 |
| 長 | 國一理 |
| 參 | 參條協規 |
| 國 | 參政經科 |
| 長 | 軍社專 |
| 文 | 參道内外 |
| 長 | |

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

ソンソンが2。3の議員とこん談した外。スナイダーも非公式に有志議員により出され。今後の交渉にくぎをさされたと述べていたが、議会筋もようやくにして本件に关心を示すに至っているやに見られるが、國務省は返かんの条件が如何なるものとなるかについての説明に困っている由である。議会は8月に入れば休会となるが、9月に入れば米国内の関心が高まるので、國務省としても議会、新聞等への本格工作が必要であるといつている。またスナイダーは議会の関心はオキナワ返かん後の極東の安全保障の問題の外、日米経済関係、日本の防衛費及び東南アジア安定のための日本の努力等に向けられており、理論的には本件と関係はないとしても間接的影響は否定し難いと述べているが、これは本使が議員との接触により得た印象と符合するものである。

3. 前記事情にかんがみ、本使の議員へのアプローチについては逆効果を生じないようそつ直に國務省のADVISIOを求めている。

(了)

- 2 -

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

御
意
見
書
2997

電信写

| | |
|--------|-----|
| 外務省 | 外儀書 |
| 務務 | 典房 |
| 次次 | |
| 臣官官署 | 署長長 |
| 儀書文金管給 | |
| 總人電厚計 | |

| | |
|----|------|
| 國資 | 參調析企 |
| 長領 | |
| 移長 | 參領旅移 |

總番号(TA) 32318

69年7月25日22時30分

69年7月26日11時53分

日本同
主督

發着 棚長

外務大臣殿 吉野 大使 [臨時代理大使] 総領事 代理

オキナワ問題 ()

第2355号 特密 至急

7月中旬以来 ()

(今後 () とご称する) をしてオキナワ問題に関しあい意
検討せしめてきたが、25日 () より本内がちようしたと
ころ次のとおりなお、() としては今後段々に本格的検
討を深めて行くこととなるが、同事務所の信用にかかる
こと大なるため、處所、個人名に言及することはぜひとも
回避してほしい旨述べているので御如さいないとながら
本件情報の取扱いについては御留意わづらわしたい。

1.これまで政界ではヒューズ（民）、ミラー（共）、ハ
ートケ（民）、マスキー（民）等、官界ではウォーナー海
軍次官、モレンホフ、ホワイトハウス・スタッフ、議院界
ではコーランド、エヴァンス、マーキス、チャイルド等に
かかるべく打しんした。

2.オキナワ問題の重要性は、特にアイチ大臣の訪米を契
機にして段々に認識が深められ始めており、今後一層関心
がたかまって行くことは既に実感となつてきている。

| | |
|-----|-------------|
| 近ア長 | 參書近ア |
| 經 | 次經經國方 |
| 長 | 參質統里 |
| 經房長 | 參政技三 國一理 |
| 長 | 參條協規 |
| 國 | 參政經科 |
| 長 | 軍社專 |
| 督長 | 參道内外 |
| 文長 | 一 |

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

3. 国防省と統合参謀本部は結論的にいうと "HOLD ON TO OKINAWA AS LONG AS POSSIBLE" の空氣である。これまで、軍部が異常なまでに現状維持にこしつせんとした例はない挙にいとまない。グアム島の軍政を民政に切りかえるだけでも5年ばかり。頭の切りかえがおそく。固いことはおどろくべきものである。極言すれば、軍部にとってオキナワは戦略的に価値があるというよりは生活権としての価値がありすぎる。施政権の返かんはこれまでの経緯にかんがみ出すを得ないこととは頭の中では判つても国防省は気持ちの上ではこれを取り組みたがらないため核つき現状維持のフォーミュラから一歩も譲つていない。理屈の問題としては、軍部はヴィエトナム戦継続中はオキナワには手を触れるべきでないとヴィエトナムをタテにがんばっているから。和平が進行中であつても「ヴィエトナム」という要因には十分注視する必要があると認められる。

4. オキナワでのどくガス事件の交渉に及ぼす影響につき評価を下すことは時期尚早だが、米本国内において不評をかい。重ねての国防省の失点であり。そのため一般的に言って特殊兵器をめぐる日本政府の立場を有利ならしめると推測する。しかしながら、ただいま承知したオキナワでの学生の国き事件。あるいは、日米合同委の際に学生に

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

より不しおう事が起こればそれは日本側にとりマイナスに作用することはいうまでもない。すなわち、本件交渉においては、一方では交渉担当者による高度に技術的なつめが進行中であるが、他方ではどくガス、あるいは暴力等のシテメンタル、エモーショナルな原因があり、交渉過程において後者の占めるウエイトに多大なものがあることに留意する必要がある。

5. ニクソン大統領は、今次外ゆう出発に先立ち、アジア旅行を通じてヴィエトナム戦後の長期的アジア政策立案の構想を実感をもつてねりたいともらした由であり、直接オキナワに行くわけではないにしても、一方ではロジャース長官に日本、韓国、國府等を訪問せしめ、二つの外ゆうを総合することとなるので、両者がどのような結論を出すか日本としても十分に注視する必要がある。

6. 本件交渉の帰すうについて今から予断することはけいそつのソレを免れないが、本件は日米関係という政治的側面に重きをおくか。アジアのきょういという軍事的側面に重点をおくべきかの問題であり、ワシントンの一般的な空気は余程の事件でも発生しない限りやはり日米友好関係の重複に傾くのではないかとみたいとしたがつて、今次ロジャース長官の訪日に関して米側は相當に厳しい反対提案をするとぞく聞しているが、それをもつて米側の最終的結

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

論であると即断すべきでないと考える。ただし、日本側で留意される必要があるのは、日米友好関係、すなわち、政治的側面が重要であるとしても右をもつて核ぬき本土なみと即断できないことである。米側議者の内部には施政権の返かんがすなわち政治的解決であるとの認識が未だ大であるからである。したがつて、今後、日本側としては、キシ元総理以下既に強調しておられる政治的側面の重要性を一層キメ細く米側になつ得せしめることが必要だと潜意識ながら感じている次第である。

2. 上述の如く、国防省が厳しいと申し上げたが、国防、国務、ホワイト・ハウスのバランスを考えるに、決定的な力を持つているのは申すまでもなくホワイト・ハウスである。国防省もマクナマラ、クリフォードの場合には大統領に対して多大の影響力を行使した。レアード長官も政治家として相当の実績をあげているが、ニクソン大統領との関係では上述の前任者の如く完全に直結したものではなく、POINTである。その点ロジャース長官と大統領との関係の方がからの遙い方はレアードに比しづつと大きい。他方、政界では、目下のところ、民主党はケネディ上院議員事件で一層落胆であるが、今後、選挙の近づくにつれマスキーニ議員を中心まとまって行く公算大であり、同議員は核ぬき返かんを主張しているだけに、野党の

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

領しゆうとして日本側は十分にその信をつなぎとめておく
必要があると思う。

(3)

- 5 -

意見里申寧

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

總番号(TA) 31290
69年7月19日23時46分 米国
69年7月20日13時15分 本省 主管
登着米局長

外務大臣 殿 下田 (大使) 临时代理大使・総領事・代理
オキナワ問題(意見具申)

第2256号 特急 至急

往電第2250号に関し、

1. ジョンソン次官の談話によるも明らかに通り、さいわい米側も今次日米合同委の機会を利用し、貴大臣とロジャース長官との間に本件につき出来るだけ話をつめおくことを希望し。これがため、閣僚レベル会談に先立ち、来週早々マイヤー大使の手許に共同コミュニケのDRAFTを送付し、日本側と準備的詰合を進めんとする体制となつた。についてはわが方としても、この機会を利用し、共同声明のDRAFTにつき具体的に出来るだけ話をにつめるよう努力せられること緊要と存せられるところ、本使は、一時帰国の際、一草案をたずさえ、御参考に供する所存であったが、それでは過過ぎる事態となつたので、別電第1、第2及び第3の通り同草案を電報する。

2. 本案は必ずしも今回直ちに米側に提出することを意図して作成したものではなく、むしろ将来の段階における妥協案として考案したものであるが、そのがん目とするとこ

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

るは、

(1) 核兵器の取扱いについては、核抑止力を重視すると共に、一定地域における核兵器の存否を明らかにし得ずとする米側の法律的立場と核三原則をけん持せんとするわが方の根本的建前との両者がへい立しうるよう妥協を計り、

(2) 戦闘作戦行動については、(イ) 米国と相互援助条約を締結しある諸国(ロジャース長官の当初のアイデア)あるいは(ロ) 韓国、台湾及び東南アジア(今次米側訓令の線)、または(ハ) 米国が既に兵力を派遣しある極東及びそのしゅうへん地域(現在までのところ示された米側の最少限の線)に対する自由出撃を希望する米側の要請のうち、(ハ) の最少限の線を満足せしめると共に、これに所要の制限的修しょくくを付してわが方の国内的考慮よりする要請をも同時に満足せしめ得るような妥協のフォーミュラを打ち立てんとするものである。

3. 本条の構成は、総理・大統領共同声明案(往電第2257号)、国務長官書簡案(往電第2258号)、及び外務大臣書簡案(往電第2259号)の3本立てとなつてゐるが、往復書簡は必ずしもこの形式たるを要せず、両者の内容をまとめて了解事項、または合意議事録とするも差支えないものである。

4. 共同声明案は、出来るだけ簡単なものとするため、(

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

イ) 1972年末までにオキナワ施政権を返かんすること、及び(ロ)施政権返かん後における米軍の基地使用は、日米安保条約及び付属取決めの規定に従い行なわれるべきことを定め、これに付随して(ハ)内・リュウ一体化のための継続協議、(ニ)オキナワ防衛の責任の日本国への帰属。(ホ)これに伴なう日本国の防衛力増強等を掲げるに留めた。

5. 核の取扱い及び基地の使用態様の問題は、往復書簡にゆすることとしたところ、両文書は直ちに日米間の取決めを構成するものではなく、共同声明に差すき、将来オキナワ返かん協定を締結する際の参考事項としてこれを記録に留める建前とした。従つて、これら文書はいかなる意味でも国会に提出すべき条約とはならないものである。

(1) 先ず核兵器の取扱いについては、直接核ぬきを規定することなく、1960年のキン・アイゼンハワー共同コミュニケを引用し、米国政府は核兵器についての事前協議に際しては日本国政府の意しに反して行動する意図のないことを国務長官が確認する形とした。けだし、これにより日本側にとつては、核三原則の建前がそん重せられることとなると共に、米側にとつては、アイゼンハワーの声明の引用により、特に軍当局及び議会軍事委員会等に対し特殊の影響力を及ぼすことをねらつたものである。

-3-

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

(2) 更に、基地の使用態様については、まず先方書簡において、在オキナワ米軍の配置の重要な変更、その装備の重要な変更、ならびにオキナワから行なわれる戦闘作戦行動のための基地使用の三事項が、いずれも事前協議の対象となるべきことを確認すると共に、わが方書簡においては、元来戦闘作戦行動についての事前協議の制度は、日本が武力紛争等重大な国際紛争に不知の間にまきこまれるが如きことをながらしめるためにそう設された経緯を想起し、従つて、(イ) 日本国が既にじゅく知する国際的事態に對処するため、かつそれが日本及び極東の安全を保護するために必要とされる戦闘作戦行動である場合、及び(ロ) 国連憲章に即応する集団安全保障措置の一かんとして、既に米軍が派遣されている極東またはそのしゅうへん地域(即ち、韓国及びベトナム紛争の続く限りベトナム)に対する戦闘作戦行動である場合の二つの場合に限り、事前協議の彈力的運用を保障せんとするものである。

本案はこれにより、日本国内に対する説明を容易ならしめると共に、既に派遣されている在外米部隊の危急を見ごろしすることは出来ないとする米側の最少限の要請を満足せしめんとするものである。

6. 全体として、本案は(イ) 問題を現行安保条約及び付属協定のわく内において処理し、これに何らの変更を加え

-4-

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

るものでなく、(ロ)わが方の最大がん目たる核ぬき及び本土なみの原則をつらぬき、かつ(ハ)事前協議の彈力的運用についての取決めも、現行条約協定の内容を変更することなく、既存の約束の確認ないしはその実施の細目としてとり決めるものにすぎず、従つて、将来これを協定化する場合も、国会に提出する必要は全然起らないと認められるもののみとした次第である。

-5-(13)

(14.3ヶ主管課長に連絡添付)

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

243

電信写

(外務省) 外儀官

次次 典房

臣官官審審長長

儀書文会會給

總人靈厚計

國資是

參照紙店

總督通

參照總書

總番号(TA) 31288
 69年7月19日23時39分 米国
 69年7月20日13時02分 本省 着
 主管
 始着 米局長

外務大臣職 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第2257号 特秘 至急

往電第2256号別第1
 ←共同声明案
 第五項

総理大臣と大統領は、1967年以来日米両国間に行なわれて来たオキナワ問題に関する継続協議の結果として、1972年末までに、オキナワに対する米国の施政権を日本国に返かんすることに合意した。総理大臣と大統領は、また前記施政権の返かんを円かつに行なむしめる目的をもつて、日米両国政府は、オキナワの日本本土への一体化を進めるため継続協議を行なうことに合意した。

総理大臣及び大統領は、在オキナワ米軍事施設が日本及び極東の自由諸国の安全を保障するため采している重要な役割にかんがみ、施政権返かん後も、米軍が引き続き右施設の使用を許されるべきことに合意した。右施設の米軍による使用は、日米安保条約及び付属取決めの規定に従い行なわれるものとする。

総理大臣及び大統領は、施政権返かん後におけるオキナ

| | |
|-----|------|
| ア | 參地中裏 |
| 是 | 裏北裏 |
| 參 | 參北北裏 |
| 中南卷 | 參二 |
| 參 | 參西東學 |
| 是 | 西裏 |

| | |
|----|-------|
| 近ア | 參書送ア |
| 通 | 次總經國方 |
| 長 | 參資範國 |
| 經 | 參政扶三 |
| 政 | 國一體 |
| 參 | 參象條規 |
| 國 | 參政經科 |
| 最 | 草社專 |
| 總 | 參道內外 |
| 大 | 二二 |

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

ワの防衛は、日本国に責任に帰属すべきことに合意した。
総理大臣は、日本国が右責任を果すため、日本国政府は所要の防衛力増強の措置をとる意向である旨を表明した。

- 2 - (3)

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

202

電信写

次回専外外機官
務務

次次 案房
臣官官審審長長

書文会會音給

總人電厚計

國資參調折合

領資參領旅移

總番号(T A) 3 / 289
 69年7月19日23時41分 米国主管
 69年7月20日13時03分 本省發着
 米局長

外務大臣殿 下田 天使 临时代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第2258号 特急 至急

往電第2256号別電第2

國務長官書簡案

(前文省略)

本日発表された日米共同声明五項に関連し、本長官は、将来オキナワ施政権返かんに関する協定が締結せらるる際の参考事項として、左記を記録に留めたいと思います。

1. 本長官は、オキナワに対する施政権の返かん後においては、

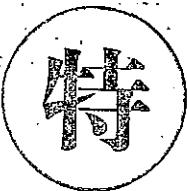
(イ) 米軍のオキナワへの配置の重要な変更、

(ロ) 米軍の装備の重要な変更、ならびに

(ハ) オキナワから行なわれる戦闘作戦行動の為の在オキナワ米軍基地の使用は、

1960年1月19日付の日米交かん公文の規定に従い、いずれも日本國政府との事前協議の主題となることを確認します。

2. 前記1. (ロ)に関連し、本長官は、核兵器装備につ



電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

いての事前協議に據しては、1960年1月19日付のアイゼンハワー大統領及びキン總理大臣の共同コミュニケ第2項に従い、米国政府は日本国政府の意しに反して行動する意図のないことを確認します。

(末文省略)。

- 2 -

(3)

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

(外政事務) 外務省

務務 典房

次次 臣官官審審長長

儀書文会會給

證人電厚計

國資 參調析化

領移 移領參

國地中東北二
長 東西

參北北保

參一三

參西東洋西東

長

參善近ア

次總經國方

參貿就國

參政技工國一連

參參據根

參政經科軍社專

參道內外

一二

總番号(T A) 3/29/

69年7月20日00時28分

69年7月20日13時36分

主 管

發 米局長

米 国 告 着

外務大臣殿 下田 (大使) 隨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第2259号 特秘 至急

往復方2256号 別電 3

外務大臣書簡案

(前文省略)

本日発表された日米共同声明第五項に関連し、本大臣は、将来オキナワ施政権返かんに関する協定が締結される際の参考事項として、左記を記録に留めたいと思います。

1. 本大臣は、在オキナワ米軍事施設が日本及び極東の自由諸国の安全を保障するため采している重要な役割にかんがみ、本日付貴長官書簡/に掲げられた事前協議の制度を、右後割の遂行をさまたげることなく、円かつに運営するのが日本政府の方針であることを確認します。

2. 本大臣は、貴長官書簡/。(ハ)に掲げられた職闘作戦行動についての事前協議は、元来日本国が武力紛争その他重大な国際紛争に、事前に協議を受けることなしにまき込まれることのないことを保障するため、そう設されたものであることを想起します。

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極東

従つて、右事前協議が、日本政府が既にじゅく知する國際的事態に対処し、かつ日本及び極東の自由諸国の安全を保護するために必要とされる戦闘作戦行動に関するものである場合には、日本国政府はこれにじん速な同意を与える方針であります。

3. また、右事前協議が、国連憲章に則応してとられた集団的安全保障措置の一かんとして、軍事行動がとられ、かつそのために既に米国軍隊が派遣されている極東またはそのしゆうへん地域に対する戦闘作戦行動である場合には、日本国政府は、国連そん重の基本方針に従い、これにじん速な同意を与える方針であります。

(末文省略)

-2-

(2)

卷六

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信寫

外儀官事務局次長長官者皆會議文會常給
典房長兵長會議人等原計

参阅

| | | | |
|----|---|---|----|
| 中東 | 參 | 地 | 中 |
| 東西 | 北 | 東 | 北 |
| 北 | 參 | 地 | 保 |
| 中南 | 參 | 一 | 二 |
| 南亞 | 參 | 西 | 東洋 |
| 印度 | 參 | 西 | 東 |
| 東 | 參 | 西 | 東 |

參詳近丁

國學研究
第一卷

卷之三

惠社直

總管号(Γ A) 三文台 69 年 7 月 26 日 22 時 00 分 米本 周省
69 年 7 月 27 日 11 時 03 分 著者 李乃成
外務大臣 眼吉野 大使 (臨時代理大使) 総領事 代理

オキナワ源かく交遊

第三章 / 第一節 無

タチカ大傳より

本件に関する貴大臣の国務長官との会談が近づいているお
よから本席所見御参考まで以下のとおり申述べる。



電信写

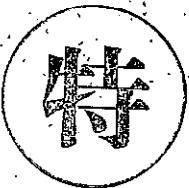
注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

は日本側として困るであろうと述べたとおり、弾頭をも含めて返かん時には存在せずとの立場をとりうることが必要と考えられる。ただしそ米国内への反響もあり共同声明にはわが方案の如く必ずしも特に撤去を明記することは必要でないと思われる。別途米側よりの撤去通報等の措置が考えられる。他方非常時待込みについては今後の課題とし事前協議の建前をけん持しつつ前向きに考慮することしかるべきと存する。

3. 戦闘作戦行動については極東の範囲中フイリピンは除外しちると推察されるので問題となるのは台湾と経過措置としてのヴィエトナムを如何にするかにある。台湾についてはこれを明記しきかつコミットすることには国内に強い反対あるべく、他面中共の台湾に対する大規模の攻撃はオキナワとのきよ隣の関係より日本の安全をきようとする事態となるので極東の内々日本しゆうへん地域への武力攻撃は日本自身の安全をきようするものとしてかかる事態に對してとるべき方策につき日米間に緊急に協議するとの如きノンコミッタルな表現とすることが重しいと思考する。ヴィエトナムについては極東の範囲外なるも、米側として現在これを除外することは困難があるので当面これを懸念としておき、止むを得ざれば、現にとられている米軍の行動を必要な限度において支持するため両国間において同地

-1-



電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

謹啓

域の情勢の検討を続けるとの如き表現が考えられる。

より公海上の米軍への攻撃に対応する問題は取扱い困難があるが、これを認めるとすれば韓国しゆうへんに限定しきつ。国連憲章の規定する自衛の範囲に限定さるべきことを明記することしかるべきと存ぜられる。

よりこれらの点は本省においてえい意御検討中のことと存するも今次会談においては日本側として受だく困難な点は国務長官に対して明確に印象づけることが本件取りまとめにふ心しているジョンソン次官以下国務省部内の今後の努力のためにも必要と思考される。

なお、当場における米側事情等につき情報を得るため会談終了後出来るだけ速やかに概要のみにても電報をもつて連報方お願いする。

(當局首脳事務官に連絡済、21:00(未仕事))

-3-

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外務省外儀官
務務 典房
次次
官官審審長長
儀儀文文會會給

總入電厚計

| | |
|-----|------|
| 國資長 | 參請折合 |
| 領移長 | 參領旅移 |

總番号(T A)

69年7月26日22時15分
69年7月27日11時44分

主 備
米 國 省
發 着 米 村 長

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第2362号 特密 至急

タナカ大使より

往電第2361号に関し

共同声明の米側草案に対するとりあえずのコメント次のとおり。

1. 第一パラグラフ後段 ALTHOUGH 以下 DETAILSまでを削除。

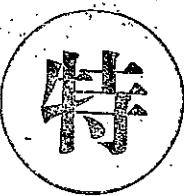
2. 第2パラグラフの前段 AND THEIR EQUIPMENTを削除。中ごろの米軍の基地使用の項はわが方案のとおり条約の規定に従いとする。末びは日本及び極東の安全を維持するため十分の抑止力を維持するとの如き表現とする。

3. 第4パラグラフ末び韓国防衛のための作戦行動のための基地使用の項はわが方案の如く事前協議の建前を維持する表現とする。

4. 第5パラグラフ前段 PARTICULARLY 以下 SOUTH EAST ASIAを削除。以下は冒頭往電の

| | |
|--------|------|
| ア 參地中東 | 北一西 |
| 東 | 北一西 |
| 参 | 北保 |
| 南 | 参一 |
| 歐 | 参西東洋 |
| 美 | 西東 |

| | |
|------|-------|
| 近ア長 | 參請折合 |
| 經綱 | 次總經國方 |
| 參資統 | 三 |
| 參政波二 | 國一理 |
| 參 | 參請折合 |
| 國 | 參政經科 |
| 長 | 軍社寧 |
| 傳 | 參道内外 |
| 文 | 二二 |



電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電科

とおり。

5. 米案は国連憲章を引用していないが、シモダ大使草案の如く対内的効果より米軍のとるべき行動が憲章の規定に基づくものなることを明記することしかるべきと思ふ。

6. 米案には条約用語の戦闘作戦行動との字眼を使っていないが、米案の如くはば広い表現として武力攻撃に対応してとらるべき措置が必ずしも直ちに作戦行動を意味するものではないと解せられるとすると対内的説明上有利かとも考えられ、研究に値すると思われる。

(3)

(慶陽首座事務官へ連絡用 2/10. 実(信譯))